○厚生労働省告示第四百一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十七年厚生労働省告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

第十三号中「区域（」の下に「川内公共職業安定所、」を加える。

○厚生労働省告示第四百二号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）第九号に掲げる者のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとし、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

○厚生労働省告示第四百三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

別表Ⅱ区分１３２⑶に次のように加える。

③　高度屈曲対応型	88,700円

別表Ⅱ区分１３３に次のように加える。

㉒　脳動脈瘤（りゅう）治療用フローダイバーターシステム	1,390,000円

別表Ⅱに次のように加える。

187　半導体レーザー用プローブ	231,000円

別表Ⅸ⑸の表１１７⑵②の項、１１７⑷②の項、１４４⑴②の項及び１８２の項を削り、同表に次のように加える。

187　半導体レーザー用プローブ （承認番号） 22700BZX00165000	平成27年10月１日から 平成28年３月31日まで	243,000円

○厚生労働省告示第四百四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項並びに特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年十一月一日から適用する。ただし、第四条の規定中、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）別表二十の四の項の改正規定は、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表トリレンジイソシアネートの項の次に次のように加える。

ナフタレン	一〇立方センチメートル

第一号の表ベーターブロピオラクトンの項中「立法センチメートル」を「立方センチメートル」に改め、同表沃化メチルの項の次に次のように加える。

リフラクトリーセラミックファイバー	○・三

第一号の表備考中「値は、」の下に「リフラクトリーセラミックファイバーにあつては一気圧の空気一立方センチメートル当たりに占める五マイクロメートル以上の繊維の数を、リフラクトリーセラミックファイバー以外の物にあつては」を加える。

（作業環境測定士規程の一部改正）

第二条　作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「23の2」を「23の3」に改め、「33」の下に「、34の2」を加え、同表別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「23の2」を「23の3」に改める。

第三条第一項の表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「23の2」を「23の3」に改め、「33」の下に「、34の2」を加え、同表別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「23の2」を「23の3」に改める。

（作業環境測定基準の一部改正）

第三条　作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「屋内作業場」の下に「及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場」を加え、同条第二項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　臭化メチル

第十条第三項中「又は第七号から第十号」を「、第七号又は第九号から第十一号」に、「特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第十三条において「特化則」という。）」を「特化則」に改める。

第十三条第二項中「又は第七号から第十号」を「、第七号又は第九号から第十一号」に改め、第十九号を第二十三号とし、第十八号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　メチルエチルケトン

第十三条第二項中第十七号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　ノルマルヘキサン

第十三条第二項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　テトラヒドロフラン

第十三条第二項中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　イソブチルアルコール

第十三条第三項中「若しくは第七号から第十号」を「、第七号若しくは第九号から第十一号」に改める。

別表第一トリレンジイソシアネートの項の次に次のように加える。

ナフタレン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法